

IFRS解釈指針委員会ニュース

2016年1月12日に開催されたIFRS解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」）の会議において、IFRIC解釈指針、会計基準の限定的改訂、IFRSの年次改善、アジェンダに追加しない論点のアジェンダ却下通知等について審議が行われた。また、2015年12月及び2016年1月に開催された国際会計基準審議会（以下「IASB」）の会議において、IFRS-ICの提案等に基づいて審議が行われた。本稿では、主要な審議事項を紹介し、また、IFRS-ICで取り扱われているすべての論点の状況を「論点サマリー」にまとめている。なお、一部の論点は、今後のIFRS-IC会議等において、引き続き議論される予定である。



【要約】

- IFRIC解釈指針に関して、2つのIFRIC解釈指針案が公表済であり、1つのIFRIC解釈指針案の公表に向けて審議が行われているが、今回の会議において審議は特に行われていない。
- 会計基準の限定的改訂に関して、2016年1月に1つの最終基準が公表された。また、2015年12月及び2016年1月のIASB会議において、3つの公開草案に関する再審議及び1つの公開草案の公表に向けて審議が行われた。
- IFRSの年次改善に関して、現在2014–2016年サイクル及び2015–2017年サイクルが進行中であるが、今回の会議において審議は特に行われていない。
- 2016年1月のIFRS-IC会議において7つのアジェンダ却下通知が確定し、1つのアジェンダ却下通知について引き続き再審議することが決定された。また、1つのアジェンダ却下通知案が公表された。
- 上記の他に、2015年12月のIASB会議において1つの論点等について議論が行われたが、重要な決定には至らなかった。

前述のIFRIC解釈指針案の他に、IAS第16号「有形固定資産」に関するIFRIC解釈指針案の公表に向けて審議が行われているが、2016年1月のIFRS-IC会議、2015年12月及び2016年1月のIASB会議において審議は特に行われていない（詳細は「[論点サマリー：IFRIC解釈指針案](#)」を参照）。

【会計基準の限定的改訂】

会計基準の限定的改訂は、緊急度が高く、必要不可欠な会計基準の改訂を取り扱っている。2016年1月にIASBは、最終基準「未実現損失に関する繰延税金資産の認識（IAS第12号の改訂）」を公表した（詳細は、[IFRSニュースフラッシュ](#)を参照）。

現在、IFRS-IC会議において議論された論点に関して、5つの公開草案が公表済であり、1つの公開草案の公表に向けて審議が行われている。

■ 会計基準の限定的改訂－公開草案公表済

2015年12月及び2016年1月のIASB会議において、IFRS第2号「株式に基づく報酬」、IFRS第13号「公正価値測定」及びIAS第1号「財務諸表の表示」に関する3つの公開草案に関する再審議が行われた。

■ 公開草案「株式に基づく報酬取引の分類及び測定（IFRS第2号の改訂案）」

IASBは、2015年12月のIASB会議において、最終基準書の公表に向けて最終確認を行い、2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用すること及び早期適用を認めることについて決定した。なお、最終基準書を2016年3月までに公表する予定である。

【IFRIC解釈指針】

IFRIC解釈指針は、特定の基準書の適用上の論点に関する解釈である。現在、IAS第12号「法人所得税」及びIAS第21号「外貨為替レート変動の影響」に関する以下の2つのIFRIC解釈指針案が公表済である。コメント期限は、2016年1月19日に終了し、今後のIFRS-IC会議において寄せられたコメントに基づいて再審議が行われる予定である。

- IFRIC解釈指針案「法人所得税の処理における不確実性」
(詳細は、[IFRSニュースフラッシュ](#)を参照)
- IFRIC解釈指針案「外貨建取引及び事前対価」
(詳細は、[IFRSニュースフラッシュ](#)を参照)

■ **公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定(IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号の改訂案並びにIFRS第13号の設例案)」**

IASBは、2016年1月のIASB会議において、公開草案における測定の提案に関する研究及び作成者や利用者等からのフィードバック等について再審議を行った。その結果、IFRS第13号の適用後レビューでこの論点を検討したうえで、今後の方向性を決定する予定である。

■ **公開草案「負債の分類(IAS第1号の改訂案)」**

IASBは、2015年12月のIASB会議において、寄せられたコメントに基づいて再審議を行ったが、具体的な意思決定には至らなかった。今後のIASB会議において、特定の取引について公開草案を適用した場合の影響や決済方法として持分の移転を用いる場合に関するガイダンス等について再審議を行う予定である。

会議において審議は特に行われていない(詳細は「[論点サマリー: IFRSの年次改善\(2014-2016年サイクル\)](#)」、「[論点サマリー: IFRSの年次改善\(2015-2017年サイクル\)](#)」を参照)。

サイクル	公開草案	最終基準書
2014-2016年	2015年11月19日公表済	未定
2015-2017年	2016年7月以降	未定

【アジェンダ却下通知】

IFRS-ICは、アジェンダに追加しないと決定した論点について、アジェンダ却下通知を公表することとしている。アジェンダ却下通知は、アジェンダ却下通知案の公表後、60日間のコメント期間及び再審議を経て確定される。

2016年1月のIFRS-IC会議において、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」、IFRS第9号「金融商品」、IFRS第11号「共同支配の取決め」、IAS第12号「法人所得税」及びIAS第39号「金融商品: 認識及び測定」に関する7つのアジェンダ却下通知が確定した。また、IFRS-ICは、IAS第32号「金融商品: 表示」に関するアジェンダ却下通知案に対して寄せられたコメントに基づいて再審議した結果、今後のIFRS-IC会議において引き続き再審議を行うことを決定した。

さらに、IFRS-ICは、IFRIC解釈指針第12号「サービス委譲契約」に関する1つのアジェンダ却下通知案を公表した。コメント期限は2016年3月25日である(詳細は「[論点サマリー: アジェンダ却下通知](#)」を参照)。

【その他の論点等】

IFRS-IC会議において、今後の取扱いを検討中のいくつかの論点について審議が行われているが、2016年1月のIFRS-IC会議においてこれらの論点について特に審議は行われていない。IASBは、2015年12月のIASB会議において、IFRS-ICの提案に基づいてIFRS第9号「金融商品」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配事業に対する投資」に関する以下の論点について審議を行った(詳細は「[論点サマリー: その他の論点](#)」を参照)。また、IFRS第3号「企業結合」における事業の定義の改訂案に関するIFRS-ICのコメントに基づいて審議を行った。

■ **【IFRS第9号及びIAS第28号】関連会社または共同支配企業に対する純投資の一部を実質的に構成する長期持分の測定**

IASBは、2015年12月のIASB会議において、関連会社または共同支配企業に対する純投資の一部を実質的に構成する長期持分の測定、特に減損を検討するにあたり、IFRS第9号、IAS第28号のいずれか、または両会計基準の組み合わせを適用すべきかについて審議した。具体的な意思決定には至らなかったものの、関連会社または共同支配企業の純投資に含まれる持分の種類を明確化するIFRIC解釈指針案の公表に向けて、引き続き審議することをIFRS-ICに指示した。

上記の公開草案の他に、以下の公開草案が公表済であるが、2016年1月のIFRS-IC会議、2015年12月及び2016年1月のIASB会議において特に議論は行われていない(詳細は「[論点サマリー: 会計基準の限定的改訂ー公開草案公表済](#)」を参照)。

- 公開草案「制度改訂、縮小または清算が生じた場合の再測定／確定給付制度からの返還の利用可能性(IAS第19号及びIFRIC解釈指針第14号の改訂案)」

- 公開草案「投資不動産の振替(IAS第40号の改訂案)」

■ **会計基準の限定的改訂ー公開草案公表予定**

2015年12月のIASB会議において、IFRS第3号「企業結合」及びIFRS第11号「共同支配の取決め」の改訂に関する公開草案の公表に向けて審議が行われた(詳細は「[論点サマリー: 会計基準の限定的改訂ー公開草案公表予定](#)」を参照)。

■ **【IFRS第3号及びIFRS第11号】既存持分の再測定**

IASBは、2015年12月のIASB会議において、本改訂案の公表に向けて最終確認を行った。また、適用日等について審議した結果、公開草案において、本改訂案を適用日以降に発生する取引から適用すること及び早期適用を認めることを提案する予定である。公開草案は、事業の定義に関するIFRS第3号の改訂案と共に2016年3月までに公表する予定である。

【IFRSの年次改善】

IFRSの年次改善は、緊急度が低いものの、必要不可欠な会計基準の改善を行うものである。現在、進行中のものは次のとおりであるが、2016年1月のIFRS-IC会議、2015年12月及び2016年1月のIASB

【論点サマリー】

IFRS-ICで検討中のIFRIC解釈指針案、会計基準の限定的改訂、IFRSの年次改善、アジェンダ却下通知及びその他の論点とそのステータスは、以下のとおりである。

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
IFRIC解釈指針案			
IFRIC解釈指針案「法人所得税の処理における不確実性」 ¹	IAS第12号 「法人所得税」	<p>本解釈指針案は、以下について提案している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不確実性のある法人所得税の処理を集合的に検討すべきか ● 税務当局が実施する税務調査に関する仮定 ● 課税所得(損失)、課税標準、未使用の繰越欠損金、未使用の繰越税額控除及び税率の決定 ● 事実と状況の変化に関する考慮事項 ● 開示 	<p>【再審議の状況】 IFRIC解釈指針案に関するコメント期限は2016年1月19日に終了し、寄せられたコメントに基づいて、今後のIFRS-IC会議において再審議が行われる予定である。</p> <p>【IFRIC解釈指針公表予定】 未定</p>
有形固定資産の試運転から得られる正味の収入及び試運転コストの会計処理	IAS第16号 「有形固定資産」	<p>有形固定資産の試運転時に製造した製品の販売から得られる正味の収入が試運転コストを上回る場合、超過部分を以下のいずれかの方法により会計処理すべきか。また、開示を拡充すべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当期純利益に含めて認識する。 ● 有形固定資産の原価に含めて認識する。 	<p>【審議の状況】 2014年7月のIFRS-IC会議における審議の結果、アジェンダ却下通知案が公表されたが、それに関して寄せられたコメントに基づいて再審議し、2014年11月のIFRS-IC会議において、この論点をアジェンダに追加することが決定された。2015年1月のIFRS-IC会議において、試運転の意味合いに分析の焦点を置くべきことや、IAS第16号上、収入は試運転にのみ関連付けられている点等について議論が行われた。2015年5月のIFRS-IC会議において試運転の意味合い及び開示規定について引き続き議論が行われた。2015年9月のIFRS-IC会議において、一部の産業では試運転以外からも収入が発生することが指摘され、費用の有形固定資産と在庫の原価への配分について議論が行われた。また、経営者が意図した方法で稼働可能とするために必要な場所及び状態に置いた時点の判断について議論が行われた。今後のIFRS-IC会議において、引き続き具体的なIFRIC解釈指針案について審議が行われる予定である。</p>

¹ 詳細は、IFRS ニュースフラッシュ:IASB、IFRIC 解釈指針案「法人所得税の処理における不確実性」を公表を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
IFRIC解釈指針案(続き)			
IFRIC解釈指針案「外貨建取引及び事前対価」 ²	IAS第21号 「外国為替レートの変動の影響」	<p>本解釈指針案は、以下のとおり提案している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関連する資産、費用または収益の認識に先立って、非貨幣性の前払資産または前受収益負債を認識する外貨建取引に適用する。 ● 外貨建の資産、費用または収益の換算に用いる直物為替レートは、非貨幣性の前払資産もしくは前受収益負債を当初認識する日、または、関連する資産、費用もしくは収益を財務諸表に認識する日の、いずれか早い日の直物為替レートとする。 ● 適用日は寄せられたコメントを踏まえ決定する。早期適用は認められる。 	<p>【再審議の状況】 IFRIC解釈指針案に関するコメント期限は2016年1月19日に終了し、寄せられたコメントに基づいて、今後のIFRS-IC会議において再審議が行われる予定である。</p> <p>【IFRIC解釈指針公表予定】 未定</p>
会計基準の限定的改訂－公開草案公表済			
		◆ 2015年12月・2016年1月のIASB会議における審議	
公開草案「株式に基づく報酬取引の分類及び測定(IFRS第2号の改訂案)」 ³	IFRS第2号 「株式に基づく報酬」	<p>公開草案は、以下の3つの論点について提案している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現金決済型の株式に基づく報酬取引の測定における権利確定条件の影響 ● 純額決済の特性を有する株式に基づく報酬取引の分類 ● 現金決済型から持分決済型の株式に基づく報酬取引への分類変更となる条件変更の会計処理 	<p>◆ 【再審議の状況】 2015年7月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、公開草案に関して寄せられたコメントに基づいて再審議を行い、本改訂案を最終基準化するよう、IASBに提案した。</p> <p>IASBは、2015年11月のIASB会議において、IFRS-ICの提案を受け、以下の点を加えた上で本改訂案を最終化することを暫定的に決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IFRS第2号の開示の目的に合致するために必要な開示の設例の追加 ● 純額決済の要素を含む株式に基づく報酬取引の分類に関する例外は、源泉徴収の義務を超えて預かる株式には適用されないことの明確化 <p>また、IASBは、2015年12月のIASB会議において、最終基準書の公表に向けて最終確認を行い、2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用すること及び早期適用を認めることについて決定した。</p> <p>【最終基準書公表予定】 2016年3月までに最終基準書を公表する予定である。</p>

2 詳細は、IFRSニュースフラッシュ：IASB、IFRIC解釈指針案「外貨建取引及び事前対価」を公表を参照

3 詳細は、IFRSニュースフラッシュ：IASB、公開草案「株式に基づく報酬の分類及び測定(IFRS第2号の改訂案)」を公表を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
会計基準の限定的改訂－公開草案公表済(続き)			
ネット・エクスポージャーで管理される金融資産及び金融負債のグループの公正価値測定の例外規定 (公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定(IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号の改訂案並びにIFRS第13号の設例案)」 ⁴⁾)	IFRS第13号 「公正価値測定」	公開草案において、相場価格のある金融商品のみにより構成されるポートフォリオで、ネット・エクspoージャーで管理している金融商品のグループについては、ネット・エクspoージャーに相場価格を乗じたものを公正価値として測定することが提案されている。	<p>◆ 【再審議の状況】 2015年3月及び4月のIASB会議において、公開草案に関して寄せられたコメントに基づいて引き続き再審議が行われた。2015年4月のIASB会議において、この公開草案に含まれている例示についてはIFRS第13号の規定を適切に表現していることが確認されたが、実務上ばらつきが生じていないことに鑑み、別個の文書として公表する必要ないと決定された。2015年7月及び11月のIASB会議において、引き続き再審議をしたが、重要な決定には至らなかった。IASBは、2016年1月のIASB会議において、公開草案における測定の提案に関する研究及び作成者や利用者等からのフィードバック等について再審議を行った。その結果、IFRS第13号の適用後レビューでこの論点を検討したうえで、今後の方向性を決定する予定である。</p> <p>【最終基準書公表予定】 未定</p>
公開草案「負債の分類(IAS第1号の改訂案)」 ⁵	IAS第1号 「財務諸表の表示」	<p>公開草案において、負債の流動・非流動の分類について以下を明確化することが提案されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 負債の流動・非流動の分類は、報告期間の末日において存在する権利に基づいて行われること ● 負債の決済と企業から流出する資源との関係 	<p>◆ 【再審議の状況】 公開草案に関するコメント期限は2015年6月10日に終了した。IASBは、2015年12月のIASB会議において、寄せられたコメントに基づいて再審議をしたが、具体的な意思決定には至らなかった。今後のIASB会議において、以下について再審議を行う予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定の取引について公開草案を適用した場合の影響 ● 決済方法として持分の移転を用いる場合に関するガイダンス <p>【最終基準書公表予定】 2016年6月までに最終基準書を公表する予定である。</p>

⁴ 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「相場価格のある子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資の公正価値測定(IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号の改訂案並びにIFRS第13号の設例案)」を公表を参照

⁵ 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「負債の分類(IAS第1号の改訂案)」を公表を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
会計基準の限定的改訂—公開草案公表済(続き)			
公開草案「制度改訂、縮小または清算が生じた場合の再測定／確定給付制度からの返還の利用可能性(IAS第19号及びIFRIC解釈指針第14号の改訂案)」 ⁶	IAS第19号 「従業員給付」 IFRIC解釈指針 第14号 「IAS第19号—確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」	本公開草案は、報告期間の途中で制度改訂、縮小または清算が生じ再測定を行った場合の会計処理、及び特定の場合における確定給付制度からの返還の利用可能性の判断について提案している。	<p>【再審議の状況】 公開草案に関するコメント期限は2015年10月19日に終了し、寄せられたコメントに基づいて、今後の会議において再審議が行われる予定である。</p> <p>【最終基準書公表予定】 未定</p>
公開草案「投資不動産の振替(IAS第40号に関する改訂案)」 ⁷	IAS第40号 「投資不動産」	<p>本公開草案は、以下のとおり提案している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不動産の用途変更があり、その明白な証拠がある場合に限って、投資不動産への振替または投資不動産からの振替を行う。 ● 用途変更は、不動産が投資不動産の定義を満たすようになった時点または満たさなくなった時点で発生すること、また、現行のIAS第40号第57項に示されている状況は用途変更の例示である旨を明確化する。 	<p>【再審議の状況】 公開草案公表中</p> <p>【コメント期限】 2016年3月18日</p>

⁶ 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「制度改訂、縮小または清算が生じた場合の再測定／確定給付制度からの返還の利用可能性(IAS第19号及びIFRIC解釈指針第14号の改訂案)」を公表を参照

⁷ 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「投資不動産の振替(IAS第40号に関する改訂案)」を公表を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
会計基準の限定的改訂－公開草案公表予定			 2015年12月・2016年1月のIASB会議における審議
既存持分の再測定	IFRS第11号 「共同支配の取決め」	<p>関連する資産または資産グループがIFRS第3号「企業結合」における事業の定義を満たす場合、共同支配事業に係る資産及び負債に対する既存持分を再測定すべきか。</p>	<p> 【審議の状況】 2015年9月のIFRS-IC会議において、関連する資産または資産グループが事業の定義を満たす場合に、取引の類型ごとに、共同支配事業に係る資産及び負債に対する既存持分を再測定すべきかについて、以下の暫定的な決定が行われた。これを受け、2015年10月のIASB会議において、IASBは、必要なIFRS第3号及びIFRS第11号の一部改訂を行うことに同意した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共同支配事業に対する支配を獲得する場合、既存持分を再評価する。 ● 共同支配事業に対する持分の変動により、共同支配事業の当事者が共同支配を獲得する場合は、共同支配事業がIFRS第3号の事業の定義に該当しても、既存持分を再評価しない。 <p>IASBは、2015年12月のIASB会議において、本改訂案の公表に向けて最終確認を行った。また、適用日等について審議した結果、公開草案において、本改訂案を適用日以降に発生する取引から適用すること及び早期適用を認めることを提案する予定である。</p> <p>なお、IASBは、本改訂案を、現在検討されている事業の定義に関する改訂案と同じ時期に公表する予定である。</p> <p>【公開草案公表予定】 2016年3月までに公開草案を公表する予定である。</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
IFRSの年次改善(2014–2016年サイクル)⁸			【最終基準書公表予定】未定
初度適用企業の短期的な免除規定の削除	IFRS第1号 「国際財務報告基準の初度適用」	<p>本公開草案は、以下のIFRS第1号における短期的な免除規定を削除することを提案している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● E3項、E4項及びE4A項の金融商品の開示に関する免除規定 ● E5項の従業員給付に関する免除規定 ● E6項及びE7項の投資企業に関する免除規定 	【再審議の状況】 公開草案公表中 【コメント期限】 2016年2月17日
開示規定の範囲に関する明確化	IFRS第12号 「他の企業への関与の開示」	本公開草案は、売却目的保有、所有者分配目的保有または非継続事業に分類される他の企業(子会社、共同支配取決め、関連会社及び非連結の組成された企業)に対する持分にIFRS第12号のB10項–B16項以外の規定を適用するとすることを提案している。	【再審議の状況】 公開草案公表中 【コメント期限】 2016年2月17日
投資先ごとの当期純利益を通じての公正価値測定	IAS第28号 「関連会社または共同支配企業に対する投資」	<p>本公開草案は、IAS第28号第18項におけるベンチャー・キャピタル企業等の関連会社または共同支配企業に対する投資の公正価値測定に関する選択については、関連会社または共同支配企業に対する投資の当初認識時に個々の投資ごとに選択できるとすることを提案している。</p> <p>また、IAS第28号第36A項における投資企業でない企業の投資企業である関連会社または共同支配企業の公正価値測定の引き継ぎについては、以下のうち、最も遅い時期に投資企業である関連会社または共同支配企業ごとに選択できるとすることを提案している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 投資企業である関連会社または共同支配企業の当初認識時 ● 関連会社または共同支配企業が投資企業となつた時 ● 投資企業である関連会社または共同支配企業が当初親会社となつた時 	【再審議の状況】 公開草案公表中 【コメント期限】 2016年2月17日

⁸ 詳細は、IFRS ニュースフレッシュ:IASB、公開草案「IFRS の年次改善」(2014–2016 年サイクル)を公表を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
IFRSの年次改善(2015–2017年サイクル)			【公開草案公表予定】2016年7月以降
資産化後に発生した 特定借入の借入コスト	IAS第23号 「借入コスト」	適格資産に係る資産化が終了した後に 発生した特定の借入コストを一般借入に含 めて他の適格資産に係る借入コストの資産 化率を算出すべきか否か。	【審議の状況】 2015年5月のIFRS-IC会議 において、IFRS-ICは、IAS第23号第14項の 規定を明確化する改訂を行うことが暫定的 に決定された。2015年7月のIFRS-IC会議に おいて、当期の資産化対象特定借入コスト を除き、すべての借入コストを一般目的の 借入コストに含める改訂案、及びこの改訂 案を将来に向かって適用することが決定さ れた。2015年10月のIASB会議において、本 改訂案に関する審議が行われ、IFRS-ICの 提案どおりIFRSの年次改善として進めるこ とが決定された。

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
アジェンダ却下通知			● 確定 ■ 公表中 ▲ 新規公表
処分グループに含まれている非流動資産に対する減損損失の配分の範囲	IFRS第5号 「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	資産の帳簿価格が減損損失を上回る場合、処分グループの減損損失を配分し、非流動資産を処分コスト控除後の公正価値または使用価値を下回る金額に減額できるか。	● 【IFRS-ICの決定】 IFRS-ICは、IFRS第5号第23項は非流動資産への配分について定めており、IAS第36号「資産の減損」第104項及び第122項を参照しているものの、減損損失の配分を制限するIAS第36号第105項を参照していないため、IFRS第5号に従って測定する非流動資産に処分グループの減損損失を配分する場合にはこの制限を適用する必要はないと指摘した。
継続事業及び非継続事業の間で行われる取引の表示	IFRS第5号 「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	IFRS第5号第30項は、非継続事業及び非流動資産の処分の影響に関する表示及び開示を求めているが、継続事業及び非継続事業の間で行われる取引の消去について特に定めていない。	● 【IFRS-ICの決定】 IFRS-ICは、IFRS第10号「連結財務諸表」はグループ間の収益・費用取引等の消去に関する規定を定めており、IFRS第5号及びIAS第1号「財務諸表の表示」においてIFRS第10号の規定を逸脱する規定がないと指摘した。したがって、グループ間取引を消去しない場合には、IFRS第10号の消去に関する規定に矛盾すると指摘した。また、企業の事実及び状況を考慮し、IFRS第5号第30項に基づいて財務諸表上の注記において追加の開示を行う必要があるかもしれないことも指摘した。
IFRS第5号に関する複数の論点	IFRS第5号 「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	<p>IFRS-ICは、2013年5月以降、以下の範囲、測定、表示及び開示に関する論点について審議してきた。</p> <p><u>範囲</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 売却目的保有の範囲 ● 処分グループが主に金融商品から構成される場合の会計処理 <p><u>測定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 処分グループの減損 ● 処分グループに含まれているのれんに関する減損損失の戻入れ <p><u>表示</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 非継続事業を表示するにあたり、「主要な事業分野」という概念のあてはめ方 ● IFRS第5号第28号における開示規定の適用方法 ● 継続事業及び非継続事業の間で行われる取引の表示 	● 【IFRS-ICの決定】 IFRS-ICは、左記の論点に対処するために、IFRS第5号に関するプロジェクトが必要となる可能性がある点を指摘した。IASBが2015年8月に公表した意見募集「2015年のアジェンダコンサルテーション」において潜在的にIFRS第5号に関連する研究プロジェクトが含まれていることについても指摘した。

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
アジェンダ却下通知(続き)			
ヘッジ会計の移行規定	IFRS第9号 「金融商品」	<p>IAS第39号からIFRS第9号へ移行する際に、以下のヘッジ対象及びヘッジ手段について明確化が求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【論点①】移行時のヘッジ関係をリスク管理方針に整合させるために、ヘッジ対象を、非金融商品全体(IAS第39号において認められているヘッジ関係)からその非金融商品の構成要素(IFRS第9号において認められているヘッジ関係)に変更した場合、そのヘッジ関係を継続ヘッジ関係として取り扱うことが認められるか。 【論点②】企業のリスク管理方針において非金融資産の構成要素をヘッジ指定する場合、IFRS第9号に移行するに伴い非金融商品全体をヘッジ指定として継続することが認められるか。 	● 【IFRS-ICの決定】IFRS-ICは、以下のとおり指摘した。 <ul style="list-style-type: none"> 【論点①】IFRS第9号へ移行する際に、ヘッジ対象を非金融商品の構成要素に変更した場合、IFRS第9号第7.2.22項に従って将来に向かって適用する。なお、当初のヘッジ関係を継続しながら、ヘッジ対象を変更した場合、IFRS第9号第7.2.26項の要件を満たさないヘッジ会計要件の遡及適用に該当するため、継続ヘッジとして取り扱うことは認められない。 【論点②】IFRS第9号への移行時に、IFRS第9号の要件を満たす場合には、非金融商品全体をヘッジ指定として継続することが認められる。
変更された金融商品の認識の中止	IFRS第9号 「金融商品」	IFRS第9号及びIAS第39号「金融商品：認識及び測定」における金融資産が変更された場合、または交換された場合の当初の金融資産の認識の中止に関するガイダンスを明確化する限定的改訂を行うべきか。	■ 【IFRS-ICの暫定的決定】IFRS-ICは、実務上、どのような金融資産の変更または交換について金融資産の認識の中止を行うべきかはよく論点になると指摘した。ただし、IFRIC解釈指針ではなく、基準書の改訂が必要であるため、プロジェクトを進めないことを決定した。 <p>【コメント期限】2016年1月21日</p>
純投資のヘッジの有効性に関する決定	IFRS第9号 「金融商品」	<p>IFRS第9号第6.5.13項において純投資のヘッジをキャッシュ・フロー・ヘッジと同様に会計処理することが要求されているが、純投資額のヘッジの有効性を決定するにあたり、IFRS第9号第6.5.11項における次のいずれか低い方に関するテストを実施する必要があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ヘッジ開始時からの、ヘッジ手段に係る利得または損失の累計額 ● ヘッジ開始時からの、ヘッジ対象の公正価値の変動累計額 	■ 【IFRS-ICの暫定的決定】IFRS-ICは、以下のとおり指摘した。 <ul style="list-style-type: none"> IFRS第9号第6.5.13項は、IFRS第9号第6.5.11項を参照しているため、IFRS第9号第6.5.11項における左記のいずれか低い方に関するテストを実施する必要がある。 純投資額のヘッジの有効性を決定するにあたり、左記のいずれか低い方に関するテストを実施することで在外営業活動体の処分前にその他の包括利益に含めて認識していたヘッジ対象から生じる為替換算差額のリサイクルを避けることができる。 <p>【コメント期限】2016年1月21日</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
アジェンダ却下通知(続き)			
既存持分の再測定	IFRS第11号 「共同支配の取決め」	関連する資産または資産グループが事業の定義を満たさない場合、共同支配事業に係る資産及び負債に対する既存持分を再測定すべきか。	<p>●【IFRS-ICの決定】 IFRS-ICは以下の取引の類型について、関連する資産または資産グループがIFRS第3号「企業結合」における事業の定義を満たさない場合に、共同支配事業に係る資産及び負債に対する既存持分を再測定すべきかの検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共同支配事業者または共同支配事業の当事者がその共同支配事業に対する支配を獲得する場合 ● 共同支配事業に対する持分の変動により、共同支配事業の当事者が共同支配を獲得する場合 <p>IFRS-ICは、既存のIFRSにおいて事業の定義に該当しない資産または資産グループの会計処理に係るガイダンスが提供されており、また実務において会計処理の多様性が認められないことから、この論点をアジェンダに追加しないことを決定した。</p>
非流動資産の税務基準額について換算レートの変動から生じる一時差異に関する繰延税金の当期純利益での認識	IAS第12号 「法人所得税」	非貨幣性の資産及び負債の税務基準額が企業の機能通貨ではない通貨により決定される場合、換算レートの変化により生じる税務基準額の変動に係る繰延税金を当期純利益に含めて認識すべきか。	<p>●【IFRS-ICの決定】 IFRS-ICは、IAS第12号第41項において、為替レートの変動により一時差異が生じ、繰延税金資産または負債が生じる場合、これによる繰延税金は当期純利益に計上されることが明示されていると指摘した。</p> <p>またIFRS-ICは、IAS第12号第79項において、税金費用の主要な項目についての開示が求められており、繰延税金費用の主要な項目が為替レートの変動である場合は、その旨を記載することが財務諸表利用者が当期の税金費用について理解するために役立つと指摘した。</p> <p>IFRS-ICは、この論点について解釈指針や基準の改訂は必要ではないとして、アジェンダには追加しないことを決定した。</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
アジェンダ却下通知(続き)			
有形固定資産及び無形資産の個別取得に関する変動支払い	IAS第16号 「有形固定資産」 IAS第38号 「無形資産」	有形固定資産及び無形資産の個別取得に関する変動支払いをどのように会計処理すべきか。	<p>【IFRS-ICの暫定的決定】 IFRS-ICは、2015年11月のIFRS-IC会議において本論点を審議したが、購入者の将来の活動に応じて支払額が変動する変動支払いを負債として認識すべきか、またその当初認識額をどのように測定すべきかについて合意に至ることができなかった。</p> <p>IFRS-ICは、本論点がIFRS-ICにおいて既存のIFRSの解釈として議論するには広範囲に及ぶため、本論点をアジェンダに加えないことを決定した。</p> <p>【コメント期限】 2016年1月21日</p>
回収可能現金払いの会計処理	IAS第20号 「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」	<p>政府が企業の研究開発プロジェクトに対する以下の特徴を有する現金払いは、負債(返済免除条件付融資)として認識すべきか、または当期純利益に含めて(政府補助金として)認識すべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業は研究フェーズの成果を商品化等した場合、政府からの現金払いの返還が求められる。 ● 収支の条件により、返還額は受領した現金払いの2倍になり得る。 ● 企業は研究フェーズの成果を商品化等しなかった場合、研究成果の権利を政府に譲渡しなければならない。 	<p>【IFRS-ICの暫定的決定】 IFRS-ICは、政府からの現金払いの特定の条件及び条項に基づいて会計処理を決定する必要があると指摘した。また、左記のようなケースについて、IFRS第9号「金融商品」における金融負債があるとも指摘した。なお、多くのIFRS-ICメンバーは、左記の現金払いは返済免除条件付融資に該当すると考えている。</p> <p>【コメント期限】 2016年1月21日</p>
発行者の財務諸表における自社発行プリペイドカードに関する負債の分類	IAS第32号 「金融商品：表示」	<p>以下の特徴を有するプリペイドカードの発行時の負債をどのように分類すべきか。また、残高をどのように会計処理すべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 有効期限がない。 ● 収支・換金できない。 ● 財・サービスのみに交換できる。 ● 特定の加盟店(発行者を含む)のみで交換できる。 ● 後払手数料がない(保有者はポイントを交換しない限り、残高は減少しない)。 ● カスタマーロイヤルティプログラムの一環として発行されていない。 	<p>【IFRS-ICの暫定的決定】 IFRS-ICは、2015年9月のIFRS-IC会議において、プリペイドカードの保有者は加盟店(発行者を含む)でポイントを交換することで、発行者はその加盟店に現金を引き渡す義務が生じるため、プリペイドカード負債は金融負債の定義を満たすと指摘した。したがって、IFRS第9号(IAS第39号)に基づいてプリペイドカード負債の認識をいつ中止すべきかを判定する。</p> <p>2016年1月のIFRS-IC会議において、アジェンダ却下通知案に対して寄せられたコメントに基づいて再審議した結果、今後のIFRS-IC会議において、論点を当初寄せられた範囲(発行者を含まず、特定の加盟店のみで交換できるケース)に絞ったうえで、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」、IFRS第9号「金融商品」(IAS第39号「金融商品：認識及び測定」)及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」との関連性等について検討する予定である。</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
アジェンダ却下通知(続き)			
相殺表示及びキャッシュフーリング	IAS第32号 「金融商品：表示」	<p>以下の特徴を有するキャッシュフーリングは、IAS第32号における相殺表示に関する要件を満たすか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● いくつもの子会社から構成されるグループの各社は、法的に隔離している銀行口座を保有している。 ● 銀行及びグループは、IAS第32号第42項(b)の要件を満たす、各銀行口座の残高を相殺する強制可能な法的権利を有している。 ● 名目金利は、すべての銀行口座のネット残高に基づいて算定される。 ● グループは定期的に任意に単一のネットティング口座に各口座の資金を吸い上げているが、決算日に行わない。また、次の純額決済日までに各口座の残高が変動する。 	<p>【IFRS-ICの暫定的決定】 IFRS-ICは、左記のケースについて、次の純額決済日までの各口座の残高が変動するため、期末日現在の残高の全額を純額で決済する意図があることを主張することが適切ではないと指摘した。また、次の純額決済日までに各口座の期末日現在の残高が変動しないと見込んでいる場合、純額で決済する意図があるかを検討するにあたり、判断を行使する必要があることについても指摘した。</p> <p>【コメント期限】 2016年1月21日</p>
資金生成単位の回収可能価額及び帳簿価額	IAS第36号 「資産の減損」	IAS第36号第78項により、資金生成単位を処分する際に買手が負債を引き受ける場合、その資金生成単位の使用価値と帳簿価額の双方からその負債の帳簿価額を減額することが要求されているが、このアプローチは無意味な結果を生じさせるため、変更すべきか。	<p>【IFRS-ICの暫定的決定】 IFRS-ICは、IAS第36号第78項のアプローチは、減損テストを行うにあたり、意味ある比較を行うための単純で経済的なアプローチであるため、変更する必要ないと指摘した。</p> <p>【コメント期限】 2016年1月21日</p>
マイナス金利環境における変動金利ホスト契約と組込金利フロアの分離	IAS第39号 「金融商品：認識及び測定」	IAS第39号における組込デリバティブの要件をマイナス金利環境においてどのように適用すべきか。特に、IAS第39号AG33項(b)をマイナス金利環境における変動金利ホスト契約と組込金利フロアに適用すべきか。また、IAS第39号AG33項(b)における「市場金利」をどのように決定すべきか。	<p>○ 【IFRS-ICの決定】 IFRS-ICは、以下のとおり指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IAS第39号AG33項(b)は、マイナス金利環境とプラス金利環境とを区別していないため、マイナス金利環境においてもIAS第39号AG33項(b)を適用すべきである。 ● IAS第39号AG33項(b)を適用するにあたり、複合金融商品の金利フロア全体を、金利フロアのない類似の契約における市場金利と比較すべきである。 ● 市場金利は、IFRS第13号「公正価値測定」における公正価値概念と関連しており、またIAS第39号AG64項において「同様の信用リスクを有する同様の金融商品の金利」と定義されているため、ホスト契約の市場金利を決定するにあたり、ホスト契約条項や信用リスクスプレッド等を考慮する必要がある。 ● IFRS第9号B4.3.8項(b)及びB5.1.1項はIAS第39号AG33項(b)及びAG64項と同様であるため、上記の指摘事項はIFRS第9号に従って会計処理する金融負債にも適用される。

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
アジェンダ却下通知(続き)			
サービス委譲契約における営業者から委譲者への変動支払い	IFRIC解釈指針第12号 「サービス委譲契約」	IFRIC第12号の対象となるサービス委譲契約に含まれる営業者から委譲者への支払いをどのように会計処理すべきか。	<p>▲ 【IFRS-ICの暫定的決定】 IFRS-ICは、2011年11月からこの論点について審議を行っていたが、2013年7月に一時中止し、2015年9月のIFRS-IC会議から審議を再開した。</p> <p>2015年11月のIFRS-IC会議において、IFRIC解釈指針第12号の対象となるサービス委譲契約に従って行われる営業者から委譲者への支払いの会計処理について、引き続き審議が行われた。このうち、資産取得契約に係る変動対価の会計処理については、論点が広範囲に及ぶためアジェンダに追加しないことが暫定的に決定された。</p> <p>2016年1月のIFRS-IC会議において、サービス委譲契約に含まれる営業者から委譲者への変動支払いの会計処理についても論点が広範であるため、アジェンダに追加しないことが暫定的に決定された。</p> <p>【コメント期限】 2016年3月25日</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
他の論点(今後の取扱いを検討中の論点等)			◆ 2015年12月・2016年1月のIASB会議における審議
事業結合における非支配持分の強制取得	IFRS第3号 「企業結合」	取得企業がある企業の支配を取得する際に、非支配持分の株主の所有持分の買取りを申し出ることが義務付けられている場合、これらを1つの取引とみなすべきか。また、この強制買取申出について負債を認識すべきか。	【審議の状況】 2012年11月及び2013年3月のIFRS-IC会議における議論を踏まえ、2013年5月のIASB会議において検討した結果、強制買取の申し出は非支配持分に対する売建プット・オプション(NCIプット)と経済的に同じであるため、将来のIASB会議においてNCIプットとともに引き続き検討する予定である。
関連会社または共同支配企業に対する純投資の一部を実質的に構成する長期持分の測定	IFRS第9号 「金融商品」 IAS第28号 「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	関連会社または共同支配企業に対する純投資の一部を実質的に構成する長期持分の測定、特に減損を検討するにあたり、IFRS第9号、IAS第28号のいずれか、または両会計基準の組み合わせを適用すべきか。	◆ 【審議の状況】 IFRS-ICは、2015年9月のIFRS-IC会議においてこの論点をアジェンダに追加することを決定し、2015年11月のIFRS-ICにおいてこの論点を引き続き審議した。IFRS-ICは、考えられる測定の選択肢を検討した結果、それぞれの選択肢の相違は、長期持分がIFRS第9号の減損に関する要求事項の対象となるか否かから生じており、IFRS第9号の適用の例外はこの点で明確ではないことを指摘した。IFRS-ICは、IFRS第9号の適用の例外が関連会社または共同支配企業に対する長期持分に適用される場合、どのように適用されるかについてIASBの助言を求めた。その結果、IASBは、2015年12月のIASB会議において、具体的な意思決定には至らなかったものの、関連会社または共同支配企業の純投資に含まれる持分の種類を明確化するIFRIC解釈指針案の公表に向けて、引き続き審議することをIFRS-ICに指示した。
既存持分の再測定	IFRS第11号 「共同支配の取決め」	共同支配事業に対する追加の持分を取得し、共同支配事業者となった(すなわち、共同支配を獲得した)場合、その共同支配事業に対する既存の持分を公正価値によって再測定すべきか。	【審議の状況】 共同支配の取決めの資産及び負債の既存持分の係る会計処理の検討にあたり、2015年7月のIFRS-IC会議において審議した結果、以下の取引をプロジェクトの範囲に含めることを決定した。 <ul style="list-style-type: none">● 共同支配事業に対する支配を獲得する場合(取引1)● 支配を喪失することにより、共同支配事業に対する共同支配を有するか、または共同支配事業の当事者となる場合(取引2)● 共同支配事業に対する持分の変動により、共同支配事業の当事者が共同支配を獲得する場合(取引3) このうち、取引1及び取引3については、2015年11月のIFRS-IC会議において会計基準の限定的改訂及びアジェンダ却下通知が公表された(会計基準の限定的改訂-公開草案公表予定 の項及び アジェンダ却下通知 の項を参照)。

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
他の論点(今後の取扱いを検討中の論点等)(続き)			
既存持分の再測定 (続き)	IFRS第11号 「共同支配の取決め」 (続き)	共同支配事業に対する追加の持分を取得し、共同支配事業者となった(すなわち、共同支配を獲得した)場合、その共同支配事業に対する既存の持分を公正価値によって再測定すべきか。(続き)	また取引2について、IFRS-ICは、2015年9月のIFRS-IC会議において、取引2が現在IASBがリサーチプロジェクトで検討している共同支配企業または関連会社に対する資産の売却または拠出の取引と類似していることから、この検討を延期するか否かについてIASBの意思決定に委ねることを決定した。2015年10月のIASB会議において、審議が行われたが、具体的な決定には至らなかった。IASBからのフィードバックは、今後のIFRS-IC会議でさらに検討される予定である。
会計方針の変更と会計上の見積りの変更	IAS第8号 「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」	IAS第8号において、会計方針の変更と会計上の見積りの変更をどのように区別すべきか。	【審議の状況】 2013年11月のIFRS-IC会議において、アジェンダ却下通知案が提案された。2014年3月のIFRS-IC会議において再審議が行われ、IFRS-ICは、見積り方法の変更が生じ得る状況についての追加ガイダンスを提供することが有用であると指摘した。2014年9月のIASB会議において、IFRS-ICの提案に基づいて審議が行われた結果、開示の取組みの一環としてこの論点を検討することが決定された。2015年5月のIASB会議において審議が行われたが、重要な決定には至らなかった。
資本に区分される金融商品の発行費用及び支払利息の法人所得税への影響の会計処理	IAS第12号 「法人所得税」	資本に区分される金融商品の発行費用及び支払利息の法人所得税への影響はどうのように表示されるべきか。	【審議の状況】 2015年11月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは左記の論点について検討した結果、以下の規定の関係が明確ではないため、今後のIFRS-IC会議で引き続き検討する予定である。 <ul style="list-style-type: none">● 配当の法人所得税への影響は、原則として当期純利益に含めて認識することが求められている(IAS第12号第52B項)。● 当期税金及び繰延税金は、関連する項目がその他の包括利益で認識される場合はその他の包括利益に含めて認識され、資本で直接認識される場合は資本に含めて直接認識することが求められている(IAS第12号第61A項)。

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
他の論点(今後の取扱いを検討中の論点等)(続き)			
ファンドに対するファン ドマネジャーの重要な 影響力	IAS第28号 「関連会社及び共 同支配企業に対 する投資」	ファンドに対して投資しているファンドマネ ジャーが、IFRS第10号において代理人である と判断された場合、そのファンドに対して重要 な影響力を有するか否かを判定すべきか。 また、その判定はどのように行うべきか。	【審議の状況】 2014年9月のIFRS-IC会議 において、IFRS-ICは、アジェンダ却下通知 案を公表し、ファンドマネジャーが重要な影 響力を有するか否かを判定すべきであると 指摘した。ただし、2015年1月のIFRS-IC会 議において、代理人として財務上及び経営 上の意思決定に参加するパワーが重要な影 響力にどのような影響を及ぼすかについ ては合意には至らなかった。今後、持分法に 関するIASBの研究プロジェクトにこの論点 が含まれない場合、IFRS-ICはこの論点を 再検討する予定である。
非支配持分に対する 売建プット・オプション (NCIプット)	IAS第32号 「金融商品：表示」	連結財務諸表上、非支配持分に対する売建 プット・オプション(NCIプット)を、どのように 会計処理すべきか。	【審議の状況】 2012年6月にIFRIC解釈指 針案「非支配持分に対する売建プット・オ プション」が公表されたが、寄せられたコメント を踏まえ、2013年1月のIFRS-IC会議にお いて、IFRS-ICは、他のデリバティブと同様 に純額ベースの公正価値で測定すべきで あると決定し、2013年3月のIASB会議にお いて提案した結果、IASBが引き続き検討す る予定である。
サービス委譲契約及び リース契約から構成さ れる複合契約の会計 処理	IFRIC解釈指針 第12号 「サービス委譲契 約」	サービス委譲契約におけるインフラを委譲者 またはその関係者からリースしている場合、 または第三者からリースしている場合につい て、以下の3つの論点に関する明確化が求 められている。 <ul style="list-style-type: none"> ● 【論点①】建設または更新サービスが含ま れない契約がIFRIC解釈指針第12号の範 囲に含まれるか。 ● 【論点②】サービス委譲契約の開始時に リース契約に基づいてリース資産及び リース負債を認識すべきか。 ● 【論点③】リース契約については営業者 が代理人に該当する場合、認識した資産 及び負債の測定及び表示に影響を及ぼ すか。 	【審議の状況】 IFRS-ICは、2015年11月の IFRS-IC会議において、論点①について、 リースの貸手が委譲者(またはその関係 者)であっても、第三者であっても、すべて の事実及び状況を考慮し、IFRIC解釈指 針第12号第5項－第7項に基づいてその範囲 に含まれるか否かを判断する必要がある が、建設または更新サービスを提供するこ とが条件ではないと指摘した。論点②及び 論点③については今後のIFRS-IC会議にお いて引き続き審議したうえ、アジェンダ却下 通知案を公表する予定である。

編集・発行

**有限責任 あづさ監査法人
IFRSアドバイザリー室**
azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報を根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.